

新型コロナ特例貸付フォローアップ支援から見える

生活困窮のリアルVOL.2

Introduction

長引く生活困窮とフォローアップ支援

Data・Voice

数字から見えてくる新型コロナ特例貸付のリアル
／借受人の生の声／状況確認シートから見える困りごと

Opinion

全国的な視点から見た
コロナ特例貸付の債権の状況と課題

Cases

マンガで見る生活困窮のリアル～川崎市社協の支援から～



Case 01
支払いの滞り・高齢



Case 02
多重債務・うつ病



Case 03
外国籍・パニック障害



Case 04
家賃滞り・娘の教育費

Support

支え合いの窓口 川崎市社協

Message

困った時に頼られる川崎市社協へ

川崎市社協LINE公式アカウント
友だち募集中!



友だち登録はカンタン!

QRコード読み取り▶▶▶▶

IDを検索▶▶ @565orllz



協賛会員・賛助会員募集中!

川崎市社会福祉協議会の活動にご賛同いただける、個人・法人・団体の皆さまを募集しています。いただいた会費は、地域福祉を支えるさまざまな活動費として有効に使われます。ぜひご協力をお願いします。

●年会費 協賛会員(法人・団体) 5,000円以上

賛助会員(個人) 1口1,000円

●問合せ TEL 044-739-8710

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり)

ケガの補償	プラン	
	基本プラン	天災・地震補償プラン
死亡保険金	1,040万円	
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
入院保険金日額	6,500円	
手術 保険金	入院中の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円
通院保険金日額	4,000円	
特定感染症	補償開始日から補償*	
地震・噴火・津波による死傷	×	○
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)
	年間保険料	350円

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

ボランティア行事用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償
(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険) (傷害保険) (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ23-11315より抜粋)

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

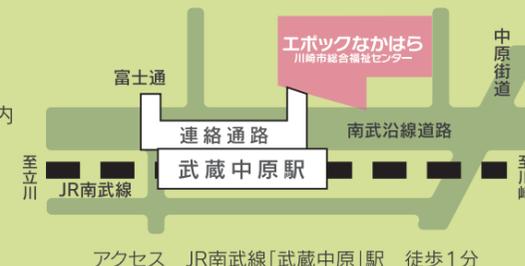
〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター内

TEL 044-739-8710(代)

FAX 044-739-8737

E-MAIL info@csw-kawasaki.or.jp

HP https://csw-kawasaki.or.jp/



Introduction

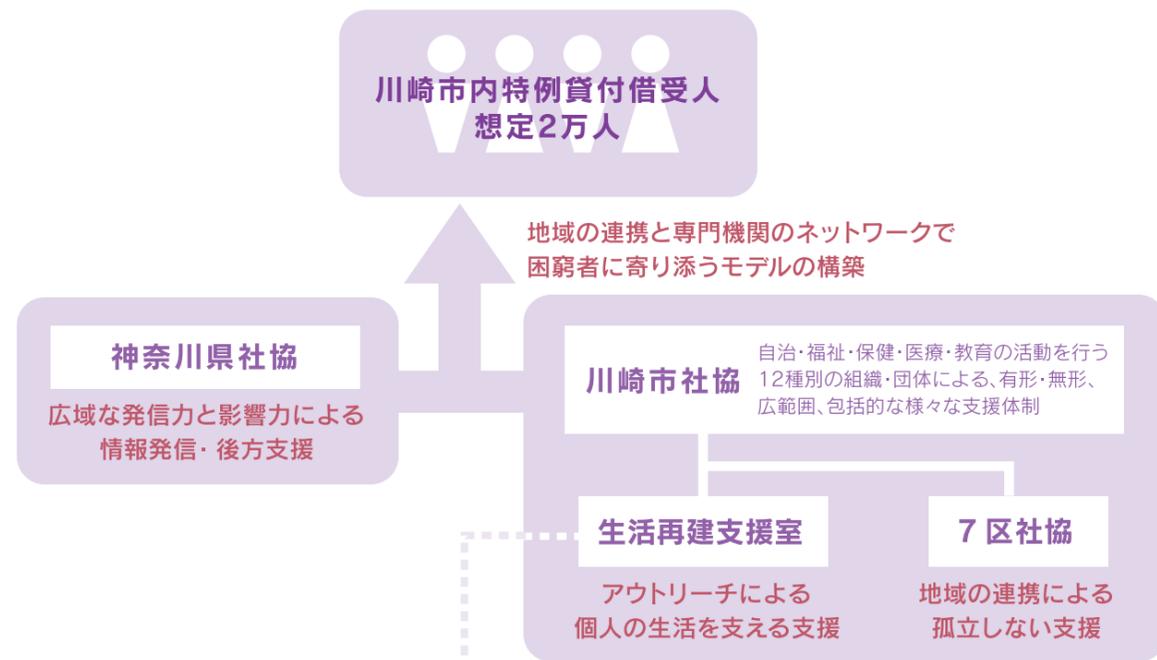
新型コロナ特例貸付その後… 長引く生活困窮とフォローアップ支援

社会福祉協議会(以下、社協)では、コロナ禍で生活に困窮した世帯に令和2年3月25日～令和4年9月30日までの間、「生活福祉資金 特例貸付[※]」の受付を行いました。コロナの影響で収入が減少した世帯が、最大200万円を借りることができる制度で、川崎市内では、約4万8千件、176億円を超える貸付を行いました。令和5年1月から返済が始まり、今後、借受人とは返済が終了するまでの10年以上にわたって関わりが継続します。

特例貸付借受人の抱える様々な困りごとを支援するために、川崎市社協内に、新設部署である生活再建支援室を立ち上げ、フォローアップ支援を実施する体制をつくりました。特例貸付借受人は、困窮が長期化し、既存の制度や支援につながらない方も多くいます。生活再建支援室では、そういった方々に寄り添い、関係機関と連携した対応や、新しい仕組みの構築も含めた支援を行います。

※生活福祉資金 特例貸付：「生活福祉資金」は、資金の貸付と相談支援を通して、低所得者、障害者、高齢者の方が安定した生活を送れることを目的としています。その生活福祉資金の中の、緊急小口資金と総合支援資金の「特例」貸付ということで、新型コロナウイルスの影響を受けた方には要件等が緩和され、都道府県の社協が実施、川崎市各区の社協が受付窓口として対応を行いました。

困窮者に寄り添った支援体制 「神奈川県社協と川崎市社協による協働モデル」を構築



生活再建支援室は、全国に先駆けて、相談支援を行う専門の支援員を配置した部署として立ち上げ、生活福祉資金特例貸付の借受人に、アウトリーチによるプッシュ型の支援を行います

- ◎アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス
- ◎プッシュ型支援：相談が来るのを待つのではなく、積極的な働きかけを行い、必要な支援につなげていくこと

生活再建支援室の目標

- 川崎市特例貸付借受人想定2万人とつながること
- 「困ったら社協に」のメッセージを伝えること
⇒キャッチした「困りごと」に対し、地域の連携と専門機関のネットワークで寄り添った支援を実施する

Data

数字から見えてくる 川崎市の新型コロナ特例貸付のリアル

グラフは神奈川県社協からのデータをもとに作成

176億4千4百万円

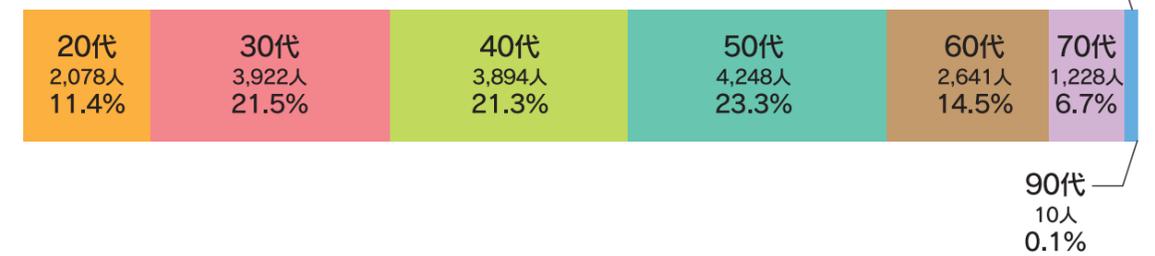
川崎市内の貸付決定金額は17,644,146,000円
その4分の1を超える28.3%が川崎区の方への貸付[※]でした
※世帯数における利用割合は全国的にも多かった



(令和4年10月31日 時点)

借受人の66%が30～50代

川崎市内の特例貸付借受人は18,247人
年代別に見ると50代、30代、40代の順に多く、
3つの年代で全体の約66%を占めています

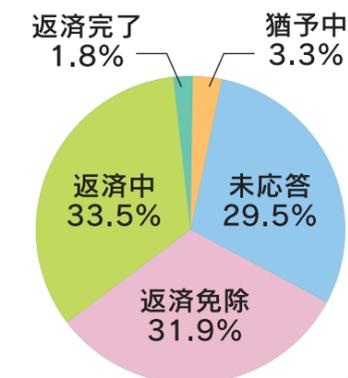


(令和6年9月25日 時点)

借受人の64.7%が返済できていない

31.9%が住民税非課税等による免除
3.3%がすぐには返済ができず猶予の申請をした方
29.5%が返済や免除などの支援策につながらない
未応答の方々です

免除や未応答の借受人の中には
生活困窮が長期化している方や
高齢や障害、外国籍などの課題により
支援が必要にも関わらず、
つながっていない人が多くいます



(令和6年9月25日 時点)

Voice

借受人の生の声～状況確認シートのコメントから～

状況確認シートには、リアルな声が多数寄せられています。その中から、一部を抜粋して掲載します。

大学で研究員として活動していますが給料がなく、生活費のために契約社員として夜間に働き、その中から**学生ローンの返済**や家賃の支払いをしているため、特例貸付の償還猶予をお願いしている状況です。

20代男性

現在、働けていなかった期間の家賃や賃貸更新料などを分割で払っています。特例貸付の猶予期間中に支払いが終わらないので、猶予延長ができないでしょうか？

30代男性

腰が痛いため、仕事がありません。家族にも**障害者がいる**ため、生活が大変です。お金を返すことを免除してもらえたら助かります。

40代女性
外国人

発達障害の影響により、**うつ病**になってしまい、仕事がありません。子どもが高校生2人なので将来が不安です。

50代女性

仕事はしていますが、体調がすぐれず休みがちです。親も病気で症状が出る度に仕事を休み看病するため、収入が減ってしまいます。そして今の**物価高騰の影響**により生活も余裕がありません。猶予が終わって決められた額を返済出来るかとても不安です。

50代男性

コロナ禍が過ぎても状況はほとんど変わっていません。就職したくても仕事がなく、**働きたくても働けない**、生活費はどんどん上がっていく。子どもの学費をどうにか出してあげたいので、支援がもっと欲しいです。

60代男性

電気・ガス・物価の高騰にもかかわらず収入は変わりません。毎日節約生活で**エアコンも最小限に控え**、生きていくのがやっとの困窮生活が続いています。非課税世帯でないと免除申請できないと言われてきましたが困っています。返済免除を切をお願いします。

60代男性

コロナ禍以降、今まで長年勤務してきた会社の仕事なくなり、ハローワークを頼り、**仕事をスタートしたばかり**です。借金も増えており返済出来るか定かでなく、苦しい状況が続いている

70代男性

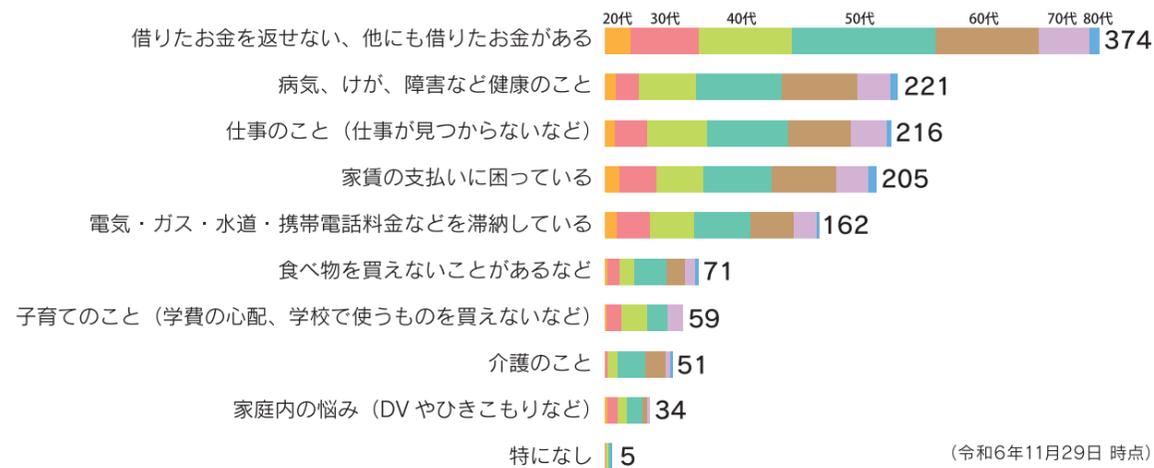
足腰に痛みがありエレベーターなしの4階に住んでいるので、**1階に引っ越したい**のですが、お金がありません。手術も勧められていますが何かとお金がかかるので、免除していただければ大変助かります。

80代男性

Data

状況確認シートから見える困りごと

借受人の生活状況を把握するための「状況確認シート」からは、世代に関わらず多重債務に陥っている人が多い現状が見えます。



Opinion

全国的な視点から見た コロナ特例貸付の債権の状況と課題

高橋良太

RYOTA TAKAHASHI

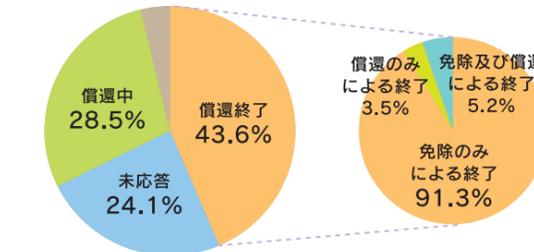
全国社会福祉協議会地域福祉部長・生活福祉資金貸付事業支援室長



コロナ特例貸付の償還の状況

コロナ特例貸付は、令和2年3月から令和4年9月末までの2年半にわたり、コロナ禍により離職や休業のために所得が減少した世帯の生活を支えるべく、政府の強い要請を受けて全国の社協が実施したものです。貸付実績は緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）あわせて380万件・1.4兆円に上り、貸付資金種類や貸付時期に応じて令和5年1月以後、順次償還（返済）が開始されています。

全社協が集計したデータでは令和6年11月末時点で償還が終了した割合は43.6%で、その9割が免除によるものです。現在償還中の債権は28.5%、郵便や電話、メールなどの問い合わせに未応答の割合は24.1%となっています。



コロナ特例貸付債権の状況（償還が開始した債権）

コロナ特例貸付から見える日本の困窮の実像

社協のコロナ特例貸付の窓口では、生活に困窮する人びとに向き合い、さまざまな地域生活課題に対応してきました。コロナ特例貸付の借受人を通常貸付の借受人と比べると、年齢層は20代から中高年まで多様で、職業も「自営業者」「契約社員・派遣社員」「会社員・会社役員」等多岐にわたっています。コロナ禍は、もともと生活基盤が脆弱だった女性や自営業者・フリーランス、若者や学生、外国人など、新たな生活困窮者層を顕在化させることになりました。

引き続き困りごとを抱え困窮する人たちの存在

コロナ特例貸付は、当初より「償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除する」としており、全国では約4割、川崎市では約3割の方が免除となっています。償還している方は、全国、川崎市とも

3割前後ですが、償還が遅滞することなく返済を続けている人は多くありません。未応答の借受人も少なくなく、全国で1/4、川崎市では約3割を占めています。

川崎市社協の調査からは、コロナ禍がおよそ収束した現在も、種々の困りごとを抱え生活に困窮する人や世帯の姿が浮かび上がってきます。こうした人たちは、コロナ禍以前から生活困窮の状態にあたり、雇用が不安定であったり、さらには家計のやりくりや金銭管理に問題を抱えていたりした人たちが少なくないことを示しています。

借受人等に対するフォローアップ支援の重要性

全国の社協では現在、償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、借受人や世帯の生活再建を図るフォローアップ支援を行っています。借受世帯を含む生活困窮者が抱える生活の困りごとへの支援は、市区町村社協の本来の役割であり、フォローアップ支援の実施が欠かせません。

支援にあたってはまず何よりも、借受人の地域生活課題を把握するため、電話・メール、訪問等によるアウトリーチが求められます。未応答の方には、食糧支援や相談会の開催などつながるためのきっかけづくりが必要です。借受世帯の状況は、それぞれ異なっています。適切なアセスメントをもとに、福祉的支援へつなぐほか、現物給付、孤独・孤立の防止、居場所づくりを通じた参加支援などを提供します。

借受世帯の課題すべてを社協だけで解決することはできません。行政や自立相談支援機関、福祉関係機関との連携はもとより、住まい、就労、教育など福祉以外の関係機関、そして企業やNPOなど多様なセクターとの連携による対応が不可欠です。

顕在化した地域生活課題の発信、生活困窮者支援を通じた地域づくりなど、地域への働きかけをするのも社協の役割です。地域には今なお困難な課題を抱えた人や世帯がたくさんいることを発信し、地域の人たち、関係機関・団体の協力を得ていくことが大切です。

川崎市社協には、多くの借受世帯を支援していく役割と責任があります。そのため専門性の高い部署を先駆的に立ち上げました。法人一丸となって取り組まれることを期待しております。わたくしたち全社協も全力で応援してまいります。

Cases

マンガで見る生活困窮のリアル

～川崎市社協の支援から～

Case 01



Aさん(未応答^{*}借受人・80代男性)
支払いの滞納／高齢／同居の息子の金銭不安

*免除や猶予などのお知らせに反応がなく、返済もできていない状況



こんな対応しました

未応答借受人の訪問で自宅に伺った時に、玄関の下駄箱の上には封が開いていない督促状が大量にありました。区役所で対応できる滞納などの相談に同行し、信頼関係を構築する中で、自宅から立ち退きを求められていることも分かり、本人の希望を伺いながら支援を継続していくことになりました。



生活再建支援室 支援員

ポイント:1 生活再建支援室の未応答借受人の支援

川崎市内の特例貸付借受人の内、約3割の方が未応答です。その中には高齢や障害により書類を確認することが難しい方、外国籍で日本語が読めない方もいます。若い方も生活に追われ、中身の確認まで手が回らない方が多くいます。今までのような相談や申請を待つ方法では支援につながらないため、訪問や積極的な電話連絡などの『プッシュ型』の支援を展開しています。

※プッシュ型支援：相談が来るのを待つのではなく、積極的な働きかけを行い、必要な支援につなげていくこと。
緊急の場合には、次の支援策までのつなぎとして食糧支援を実施することもあります。

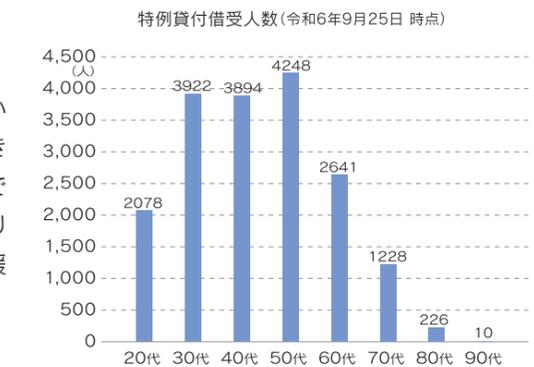


ポイント:2 特例貸付借受人の高齢化

特例貸付の借受人は30～50代の現役世代の利用が一番多いですが、60代以上の方も2割以上の約4,100人います。総合支援資金特例貸付は最大10年で返済することになるので、借受人も10歳年をとります。高齢になると、仕事や健康、介護など、様々な課題が出てきます。地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、長期的な寄り添った支援を展開していきます。

こんな課題も……〈8050問題〉

80代の高齢の親が、生活困窮を抱える50代の子を支えている社会問題で、親の高齢化により経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状況をさします。家族内で問題を抱え込んでいることが多く、地域から孤立しているケースも少なくありません。支援を通じて、早期発見や関係機関と連携した支援を行います。



… if もし支援がなかったら ……………

マンガでは、支援員が自宅を訪問することで、課題を発見しました。支援員が訪問をしていなかったらどうなっていたでしょうか…。もしかしたら、何もせず家を失い、より厳しい状況になっていたかもしれません。今回のケースではアウトリーチの支援により早期に課題を発見することができましたが、地域住民や家族などの身近な人が課題をキャッチし福祉制度につなげることも必要と感じました。

※アウトリーチによる支援：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセス。

Cases

マンガで見る生活困窮のリアル

～川崎市社協の支援から～

Case 02



Bさん(償還猶予*中借受人・20代女性)
生きづらさ/うつ病/多重債務/生活保護への拒否感

*免除にはならないものの、今すぐ返済が難しい方に1年間、返済を猶予する制度



こんな対応しました

前職でのパワハラやうつ病などで働くことができず、生きづらさを抱える相談者の困りごとを状況確認シートによりキャッチし、様々な関係機関につなぎました。最終的に生活保護申請と障害者手帳の取得の支援をし、障害を受け入れながら、無理のない就労を目指すことになりました。



生活再建支援室 支援員

ポイント:1 生活再建支援室の償還猶予中借受人の支援

「償還免除」の対象ではありませんが、返済が難しい方には、積極的に「償還猶予」を案内しています。1年間の猶予期間中に生活再建に向けた支援を重点的に実施しています。アンケートによる困りごとの確認や、電話連絡や訪問を行い、状況把握やつなぎ先の検討などの寄り添った支援を実施しています。

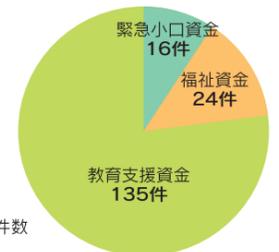
社協は借受人から見るとお金を貸している側であり、返済を求められると勘違いされることがあるため、まずは信頼関係を作るところから支援がはじまります。チラシや封筒などを工夫し、まずは相談してもらいたいというメッセージを発信しています。



ポイント:2 奨学金などの借金の多重債務化

状況確認シート(P4参照)で困りごとの最多は「借ったお金を返せない、他にも借ったお金がある」で、多重債務を抱えている方が多くいることが分かりました。若い世代では進学のために借った奨学金の返済が出来ないという声を多く聞きます。貸与型の奨学金は、進学をあきらめることを防ぐ一方で、返済が重くのしかかっています。

社協で行う生活福祉資金(通常)には、高校や大学の学費などを貸す制度があります。借受人になる中高生には、お金を貸す前に進学の希望や将来の目標などを聞きますが、やむを得ず退学をしてしまった場合でも、借金の返済は残ります。マンガのように、多額の借金を抱えている場合は債務整理なども視野に入れて支援しています。



川崎市内の令和5年度生活福祉資金(通常)貸付決定件数

… if もし支援がなかったら …

マンガでは、病気や生きづらさを抱える相談者に寄り添い、必要な機関への同行支援を行いました。相談者が一人で様々な関係機関に相談に行くことは大変難しいことです。また生活保護は絶対に利用したくないという方は多くいます。まわりの目が気になるという声や、家族などの身近な人に知られたくない、自分自身で福祉制度を利用することは良くないとレッテル貼りしていることもあります。自己責任が叫ばれる中で、寛容さが必要だと思います。相談者の状況やこころの葛藤に寄り添いながら、よりよい解決方法を一緒に考え、様々な関係機関につなげる支援者として、寄り添い型支援を心がけました。

Cases

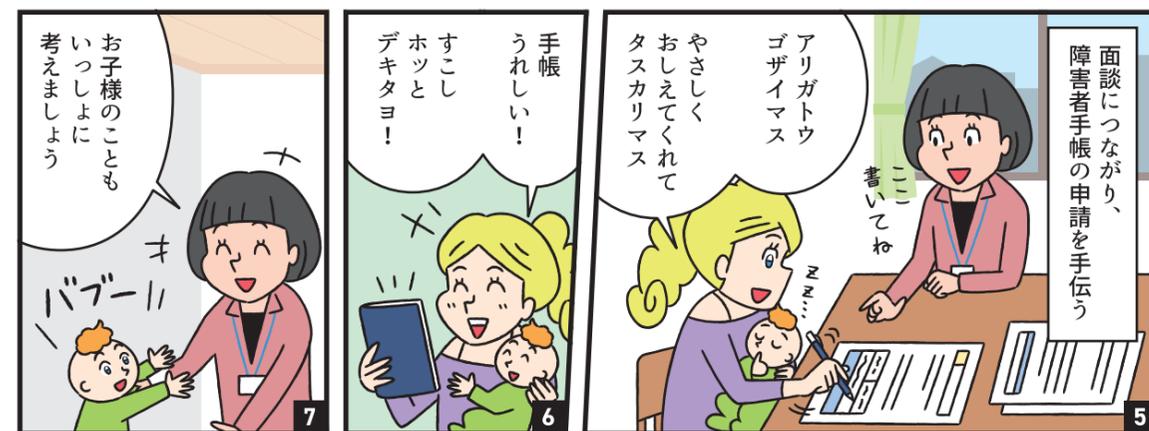
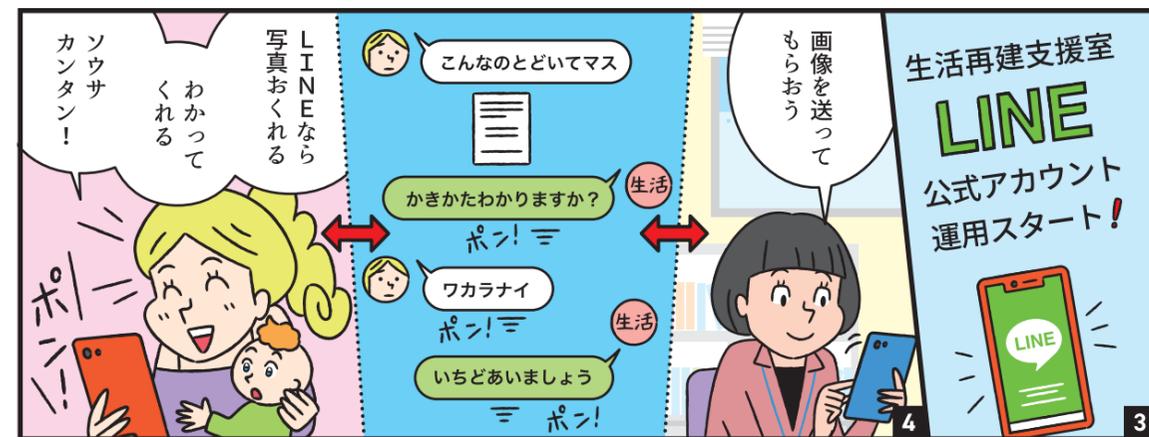
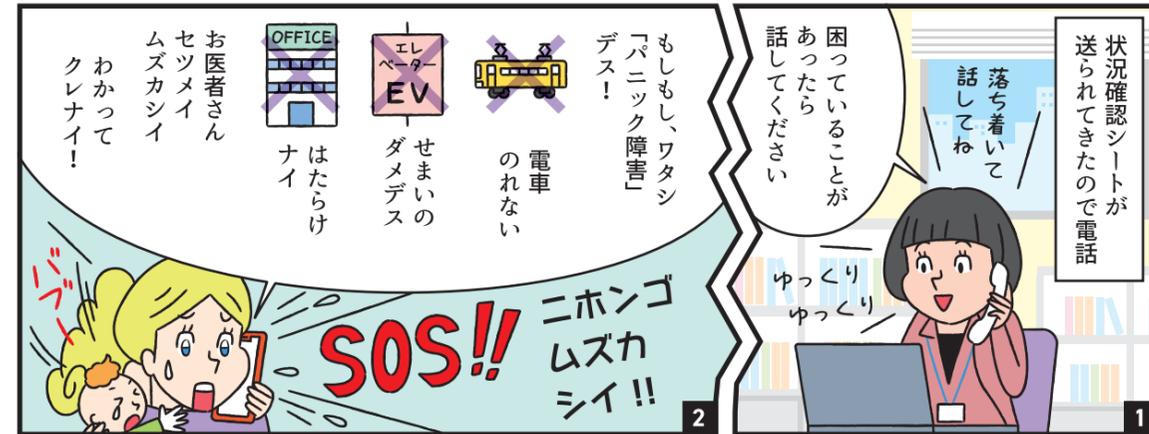
マンガで見る生活困窮のリアル

～川崎市社協の支援から～

Case 03



Cさん(償還猶予中借受人・30代女性)
外国籍/パニック障害/育児



こんな対応しました

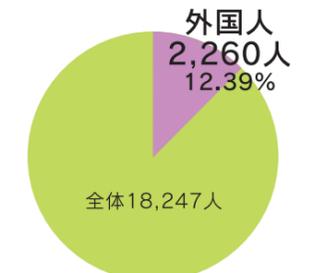
パニック障害を持ち、日本語でのコミュニケーションに不安を抱える外国籍の相談者の困りごとを「LINE公式アカウント」でのやりとりを通じて整理することができました。そこから面談につながり、障害者手帳の申請の手伝いなどの支援を行いました。



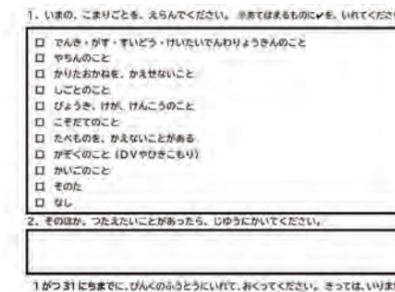
生活再建支援室 支援員

ポイント:1 生活再建支援室の外国人の支援

特例貸付借受人の内、外国人の利用者は2,260人で全体の約12%です。特に川崎区では、約20%の方が外国の方でした。国籍も多様で、20か国以上の方から申請を受け付けました。言語や生活様式、文化などの背景が異なるため、地域の中で孤立している方も少なくありません。特例貸付に免除や猶予の仕組みがあることを知らないという方も多いため、相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチによる支援が必要です。



特例貸付における外国人の割合 (川崎市社協調べ)



様々な国籍の方がいるため、書類を送付する際には「やさしい日本語」の書類を送付しています。支援する際には、翻訳のアプリや分かりやすい日本語を使用し、電話では伝わらない場合は、直接会うなどの工夫をしながら支援しています。

ポイント:2 LINE公式アカウントを活用した支援

令和6年2月より「生活再建支援室公式 LINEアカウント」を開設し、相談者とのやり取りを開始しました。チャットだけでなく、業務時間外でも簡単な困りごとについて分かるフローチャートを用意しました。令和6年11月時点で約70人の友達登録があり、特に若い方や外国人の方とのやり取りに活用しています。



… **if** もし支援がなかったら ……………

マンガの相談者には小さい子どもがおり、子どもの支援をこれから考えるところで終わっています。LINEでのやりとりがなければ、女性の支援の先にある子どもの存在が見えなかったかもしれません。マンガの外国人女性は、働くことを望んでいるため、今後は、子どもを保育園に預け、無理のない範囲で就労することが考えられます。最近、さまざまな言語を母国語とし、多様な文化を背景とする住民が増えてきています。コミュニケーションがとれず、日本での生活になじめない親子もいます。地域や関係機関で支えるネットワークを、今後つくっていく必要性を感じました。

Cases

マンガで見る生活困窮のリアル

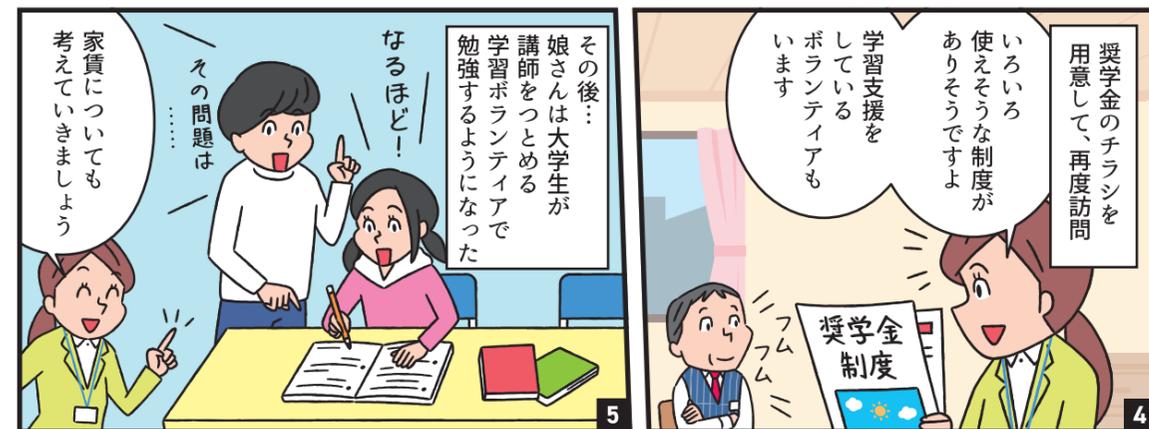
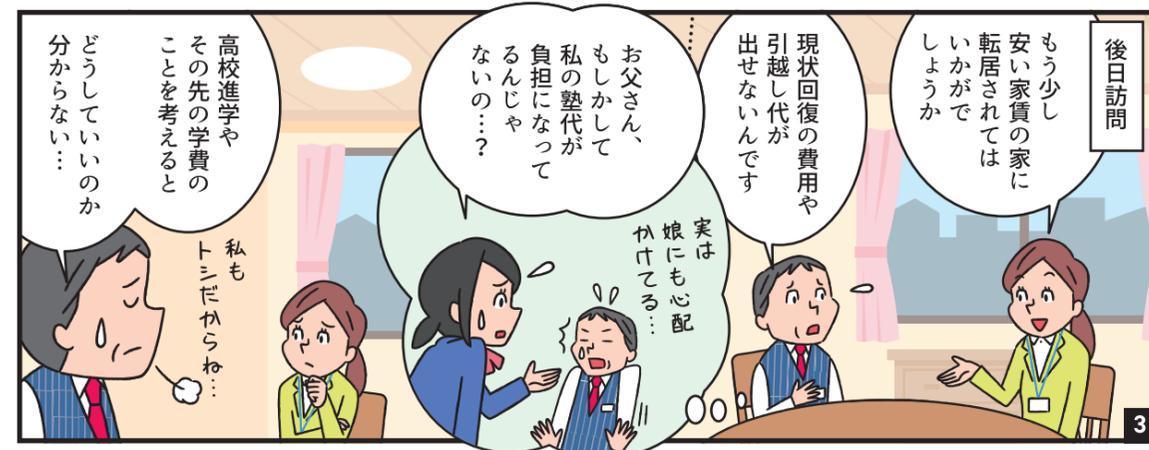
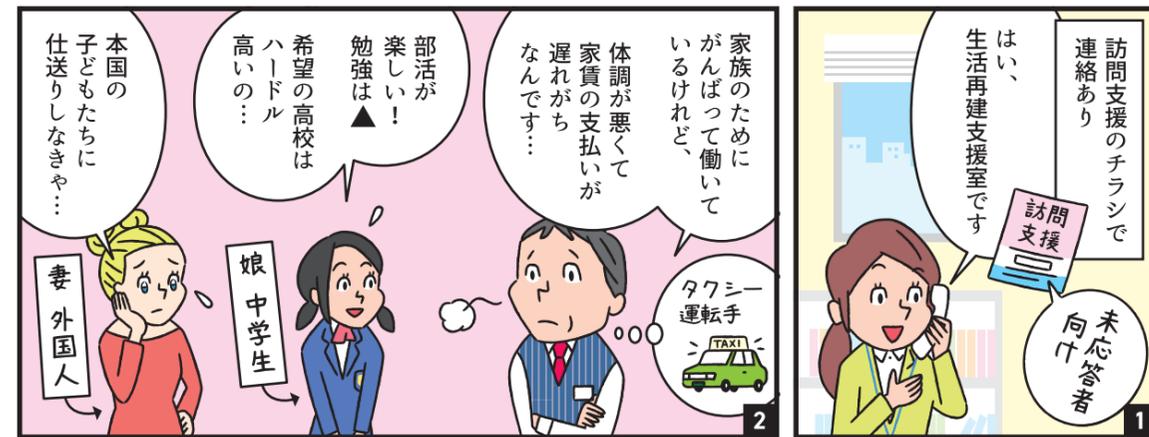
～川崎市社協の支援から～

Case 04



Dさん(未応答借受人・60代男性)

家賃滞納／中学生の娘の教育費／妻(外国籍)の仕送り



こんな対応しました

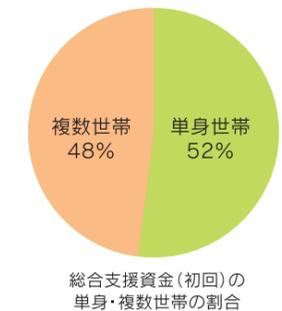
未応答借受人の自宅訪問から関わりが始まりました。最初は家賃滞納に関する相談でしたが、子どもの進学にかかる教育費への不安があることも分かり、奨学金などの情報提供とともに地域の学習支援ボランティアにつなぐなど世帯への支援を行いました。



生活再建支援室 支援員

ポイント:1 生活再建支援室の世帯に向けた支援

特例貸付は、世帯に向けた貸付で、免除なども世帯単位の条件があります。一方、夫婦や世帯内での意思疎通が乏しく、世帯内での支出の状況や借入の状況を共有できていないことも少なくありません。まずは相談者の話を聞きながら、DVやひきこもりなどの抱え込んでいる課題がないか、世帯内で課題を共有できるように働きかけを行っています。



こんな課題も……〈貧困の連鎖〉

マンガの中では、中学生の娘が親の家賃滞納などの状況を聞き、塾をあきらめるといった話がありました。生活が不安定になると、家族の中で立場が弱い人にしわ寄せが来ることがあります。高校や大学に通い知識や経験を得る機会を、貧困により奪われてしまうことで、教育格差が広がり、貧困が固定化していきます。

ポイント:2 川崎市内の学習支援団体

川崎市には、さまざまなバックグラウンドを持つ子どもたちが高校・大学進学を目指すようにサポートする団体が多数あります。学習支援を受けられる無料塾もあり、川崎市社協では基金を活用し、「かわさき芽吹塾」の活動を助成しています。



※かわさき芽吹塾：大学生のボランティアが講師となり、高津区・中原区の会場で一人ひとりの理解度に合わせた個別指導を行っています。また、随時イベントを企画するなど単なる塾の代わりではなく、居場所づくり、体験格差の是正にも取り組んでいます。

… if もし支援がなかったら ……………

今回は、借受人を支援する中で、子どもの進学の課題を発見しました。子どもの課題を発見できなかったらどうなっていたでしょうか。幅広く世帯の課題を把握する視点は欠かせません。また、マンガの事例のようにボランティア団体などの地域との連携も不可欠です。生活困窮を解消するためには、金銭的な援助だけでなく、地域社会と関係を持ち孤独・孤立を解消する支援も必要です。川崎市社協では、地域と連携し、食糧配布会の開催やこども食堂の支援など、人と人とのつながりをつくる取り組みを一層推進していきます。

Support

支え合いの窓口 川崎市社協

川崎市社協では、何か困りごとがあった際に相談窓口を設けています。また、食糧の寄付を募集しています。誰もが安心して暮らすことのできる街づくりのための支え合いの窓口として川崎市社協はあります。

ふくし相談

川崎市民(在勤・在学も含む)を対象に、福祉に関する様々な相談を電話または来所にて受付しています。相談内容に応じて、問題解決の手助けが出来るように福祉サービスや関係機関等の情報提供、助言を行っています。



こんな相談が来ています

相談 1

困りごとが複数ありどうしたらよいか分からない。福祉の事について相談できると知り合いから聞きました。

⇒どういったことについてお困りか、課題と一緒に考え整理します。必要であれば、その先の支援機関をご紹介します。

相談 2

離婚を考えている。今後の進め方について相談したい。

⇒本会でやっている弁護士による専門相談(対面)をご案内しました。
※専門相談では、福祉に関する諸問題を抱えている方のために、弁護士・精神科医師・臨床心理士が専門的な助言を行います(予約制・事前に相談内容をお伺いします)

地域福祉情報バンク/専門相談窓口
川崎市社会福祉協議会(総合福祉センター内) TEL 044-739-8719
月曜～金曜 午前9時～12時、午後1時～4時(祝日、年末年始を除く)

※お住まいの区社会福祉協議会でもふくし相談を受け付けています(専門相談を除く)

食糧支援かわさき(Share Smile かわさき)

市内の社会福祉法人(施設)と連携し、地域の方や企業、社会福祉施設から提供いただいた食糧を、関係機関を通じて、様々な理由で食糧を必要としている方に配布をしています。



食糧を寄付される方・団体へ

食糧の寄付を受け付けています。ご協力をよろしくお願いいたします。

常温保存でき、未開封のもの

消費期限が2か月以上あるもの

例: お米(精米・バックご飯)、インスタント麺(カップ麺・袋麺)、缶詰(肉・魚)、レトルト食品(カレー、丼もの)

寄付にご協力いただける方は下記までご連絡ください
川崎市社会福祉協議会 生活再建支援室(総合福祉センター内) TEL 044-712-8221
月曜～金曜 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

Message

何か困ったことがあれば、いつでも川崎市社協に相談を

世界的な流行を見せた新型コロナウイルス感染症は、人々の生活を取り巻く環境を一変させました。本会では、コロナ禍後の地域社会を見据え、令和6年3月に、第6期地域福祉活動計画を策定しました。近年の経済状況の不安定化、少子高齢化の加速に加え、コロナ禍により変容した社会の中で、基本理念に「みんなで支えあい ともに安心して その人らしく暮らせる 川崎のまちづくり」を掲げ、地域共生社会の実現を目指します。

今後も、特例貸付の借受人への丁寧な相談支援を通じて見えてきた課題を、地域住民をはじめ会員、福祉関係機関、行政などと共有し、協働して地域福祉の増進に努めてまいります。

川崎市社会福祉協議会 会長 浮岳 堯仁



新型コロナウイルス感染症の影響は、今もなお社会に大きな爪痕を残しています。

本会では、川崎市内に約2万人いる特例貸付借受人に向けて包括的な支援を実施するために、神奈川県社協と協働して、一早く専門部署である生活再建支援室を立ち上げ、7つの区社協と一体的に支援する体制を積極的に整え、力を注いできました。

本会には、あらゆる課題を受け止め、地域や個人の課題を解決する力が求められています。地域の中で期待され頼りにされる川崎市社協であるために、職員一同、邁進してまいります。

川崎市社会福祉協議会 常務理事 邊見 洋之



今後の川崎市社協の方向性

第6期地域福祉活動計画

令和6年から8年度の3年間を推進期間としたオール川崎社協の行動計画です。基本理念を元に、4つの目標を設定しています。

1. 認め合い支え合う心を広げよう
2. みんなが参加できる地域をつくろう
3. 寄り添い合える地域のネットワークをつくろう
4. 未来の福祉を共創しよう

本会のホームページから見るができます。



編集後記

特例貸付借受人へのフォローアップ支援は、取り決めが少ないので、現場の発想で必要な取り組みをすすめることができる一方、常にアプローチ方法を考え、トライ&エラーの日々です。1年半の支援の様子を皆様に伝えられるものになるのか不安が大きかったですが、支援をマンガにまとめ伝えたいことを文章にする中で、「今できている事」、「これからすべき課題」が整理されました。生活再建支援室の職員一同、これからもより良い支援に努めます。